

国民年金からのお知らせです

「会社を退職したけど、年金の手続きは必要なの？」



国民年金へ加入届出をし、国民年金保険料を納めていただくことになります。
納付が難しい場合は免除制度や新型コロナウイルス感染症による影響の減免措置もありますので、まずにご相談ください。
※所得制限などの要件があります。

1ヵ月国民年金保険料 16,590円(令和4年度)

	対象(年齢)	所得の審査対象者	承認期間中の保険料	
全額免除	20歳～60歳未満	<ul style="list-style-type: none"> 本人 配偶者 世帯主 	月額	0円
4分の3免除			月額	4,150円
半額免除			月額	8,300円
4分の1免除			月額	12,440円
納付猶予	20歳～50歳未満	・本人 ・配偶者	月額	0円

必要書類

- マイナンバーカード等の本人確認書類
- 失業などを理由とする場合は、「雇用保険被保険者離職票」等のコピー
- 代理人が申請する場合は、「委任状」



詳しくはこちら

お問い合わせ: 村民課 ☎966-1205 / 名護年金事務所 ☎0980-52-2522 自動音声案内 ②番▶②番

オートバイや軽自動車の抹消・名義変更の手続きはお済みですか？

軽自動車税(種別割)はその年の4月1日に原動機付自転車・軽自動車などを所有している方に年額が課税されます。

取得・譲受・廃車・譲渡などをした場合や、所有者の氏名・住所を変更した場合には、申告手続きを行ってください。月割りや還付の制度はございませんのでご注意ください。

車種	手続き場所・電話番号
<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車 	恩納村役場 税務課 ☎966-1206
<ul style="list-style-type: none"> 小型二輪(125cc超 250cc以下) 軽二輪(250cc超) 	沖縄総合事務局陸運事務所 ☎050-5540-2091
<ul style="list-style-type: none"> 軽自動車 	軽自動車検査協会 ☎050-3816-3126

お問い合わせ: 税務課 ☎966-1206